

東京都結核予防計画

～ 現代型・都市型結核の克服に向けて ～

平成17年12月

東京都福祉保健局

目 次

はじめに ～ 計画策定にあたって ～	1
結核について	2
1 「結核」とは	2
2 結核は、いま	3
現代型・都市型結核の現状	5
1 都における結核感染の状況	5
2 現代型結核としての再興	10
(1) 高齢者と結核	10
(2) 多発する集団感染	12
(3) 多剤耐性結核の脅威	13
3 都市型結核としての再興	15
(1) 住所不定者の感染	15
(2) 外国人結核	17
(3) 若年層への広がり	20
現代型・都市型結核を克服する都の戦略指針	23
基本的な考え方	23
1 予防対策の徹底（戦略1）	24
(1) 予防接種	24
(2) 健康診断（定期検診・定期外検診）	26
(3) その他	28
2 適切な医療の提供（戦略2）	29
(1) 医療提供体制の確保	29
(2) 患者支援体制の充実	30
3 施策を支える基礎的取組（戦略3）	32
(1) 調査研究	32
(2) 人材育成	32
(3) 普及啓発	33
4 広域的な連携体制の構築（戦略4）	34
(1) 区市町村との一体的取組	34
(2) 結核根絶に向けた自治体連携	35
5 結核の実態を踏まえた法制度に向けて（戦略5）	36
(1) 半世紀ぶりの結核予防法の大改正	36
(2) 結核予防法の廃止・感染症法への統合に向けた国の動向	37
現代型・都市型結核の克服に向けて	38

はじめに ～ 計画策定にあたって ～

戦後間もない頃、結核は、我が国における死因順位のトップを占め、「国民病」、「亡国病」などと呼ばれました。

その後、結核克服のための国を挙げた取組が進められ、一時は、根絶宣言が出されることも期待されましたが、逆に1999年(平成11年)7月、再興の兆候を受け、国は「結核緊急事態宣言」を出すに至りました。

全国の年間死者数が2千人を超える結核は、今なお、我が国最大の感染症です。

都内でも、年間死者数は2百人を超え、新たに登録される患者数も約4千人で推移しています。また、本年6月には、都内の学習塾を中心に、国が統計を取り始めた1992年(平成4年)以降、最大の規模となる結核の集団感染が発生しました。

結核は、現行の結核予防法が制定された1951年(昭和26年)当時とは大きく変化した社会状況の中で現代的に変貌し、また人々の集積する大都市では、新たな発現形態を示しながら存在し続けています。

しかし、現代医学を踏まえれば、結核は、克服不可能な病気ではありません。ただ、その根絶には、正しい知識とこれに基づく予防、治療が必要です。

この計画は、21世紀初頭において、1,200万人が生活する大都市東京に顕著に見られる特徴を分析し、取り組むべき施策を示す、「現代型・都市型結核」を克服するための戦略指針として策定しました。

なお、本計画は、都知事の諮問を受け、東京都感染症予防医療対策審議会が答申した「『東京都結核予防計画』の策定に向けた基本的な考え方について」を都において具体化するものです。

また、本計画は、本年4月に施行された改正結核予防法第3条の4の規定に基づき、都が定める「結核の予防のための施策の実施に関する計画」であり、2005年(平成17年)から5年間を対象期間としています。